北区障害者地域自立生活支援室より

支援室だより

第53号(2012年4月発行)

【年6回偶数月上旬発行】

相談窓口

〒114-0032 東京都北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター内

TEL: 03-3905-7225 TEL•FAX 兼用: 03-3905-7226 E-MAIL: peernet@ma.kitanet.ne.jp

開所日時:月~金 10時~19時 土 10時~17時 *日・祝・年末年始は休み

ろくせいかい

"支援室だより"は印刷されたもののほか、視覚に障害のある方のために、「**点字サークル六星会(福祉センタークラス)**」のご協力で <u>点字版</u> を、「**音訳グループやまびこ**」のご協力で <u>音訳版</u> を作成しています。ご希望の方は支援室までご連絡ください。(TEL・FAX 兼用:03-3905-7226)

今号の内容

| 視覚障害者向け windows7 体験会を開催しました・・・・・・・1 |
|--|
| ハンドメイド教室のご報告と次回のお知らせ・・・・・・・・・・2 |
| 前期≪ヨガ講座≫のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・ |
| 講座「権利条約ってなんだ」を開催しました・・・・・・・・・・4~5 |
| 成年後見制度講座のお知らせ・・・・・・・・・・・・ 6 |
| 【情報提供】「子どもの福祉用具展 2012」のご案内 ・・・・・・・7 |
| 【情報提供】東京都障害者 IT 地域支援センターが移転しました・・・・・・8 |

視覚障害者向け Windows7 体験会を開催しました

3月15日(木)に視覚障害者向けWindows7体験会を開催しました。 講師には株式会社ラビットの土屋氏をお迎えし、WindowsXPと Windows7での基本的な操作方法の違いや、パソコンの読み上げソフトについてのご説明等を実際にパソコンに触りながら、わかりやすくお教えいただきました。

体験会は午前・午後の2回に分け、各4名定員と少人数の体験会で したが、参加者それぞれの"知りたいこと"を中心にお伝えすること ができました。



ハンドメイド教室のご報告と次回のご案内

2~3月にかけて、全3回のハンドメイド教室を開催しました。

今回は、1回目はバレンタインのチョコレート、2回目は毛糸のペン立てを作り、3回目は初めての試みとして、ちらし寿司、お吸い物、簡単ギョーザ、ゼリーを作って参加者みんなで昼食を食べました。いつもはお菓子等をつくっても、「家族に持って帰ってあげたい!」という希望があったり、みんなでゆっくり食べる時間がなかったりと、慌ただしく終わってしまう教室ですが、今回はみんなで楽しくおしゃべりをしながら、一緒に昼食を食べることができました。参加者のみなさん、ありがとうございました!次回は5~6月に行います。





~ハンドメイド教室≪前期≫のお知らせ~



| 回数 | 日程 | 内 容 |
|-----|----------|-----------|
| 第1回 | 5月26日(土) | 簡単なお料理や、エ |
| 第2回 | 6月9日 (土) | 作、手芸などを行う |
| 第3回 | 6月23日(土) | 予定です。 |



【場 所】 障害者福祉センター2階 北区障害者地域自立生活支援室

【時 間】 14:00~16:00

【対 象】 区内在住・在勤・在学の、「愛の手帳」をお持ちの方で

一人での参加が可能な方。全3回参加可能な方。

【定 員】 6名(定員を超えた場合は抽選)

【参加費】 一回毎に300円(材料費など)

【持ち物】 エプロン・三角巾・ハンドタオル

【申込方法】5月19日(土)までに、電話にてお申し込みください。

電話:03-3905-7226

(受付時間は、月~金10:00~19:00、土10:00~17:00です。)

前期≪ヨガ講座≫のご案内



健康講座

2012 前期

ヨガ~yoga~

ヨガは、ゆっくりとした呼吸にあわせ、無理なく心地よいポーズをつくっていきます。 静かに自分自身にはたらきかけることにより、体がやわらぎ、神経がくつろぎ、心がやすらいでいきま す。みなさんも、是非一度ヨガを体験してみませんか?

| 回数 | 日程 | 場所 | 講座内容 |
|-----|----------|-------|---|
| 第1回 | 5月21日(月) | 機能訓練室 | ・ 座って出来る体操、呼吸法、ストレッチ、 |
| 第2回 | 5月28日(月) | 機能訓練室 | 有酸素運動等 |
| 第3回 | 6月4日(月) | 機能訓練室 | 車いすのままでも行えるプログラムです。 ※内容は変更する場合があります。 |
| 第4回 | 6月11日(月) | 機能訓練室 | Mr 1 行でみ及义 7 3 勿口 M 207 7 よ 9 。 |

場 所: 障害者福祉センター 1階 機能訓練室

時 間: 14:00~16:00

対 象: 北区在住・在勤・在学の身体・知的・精神障害の方で、

4回全てにご参加いただける方

講 師: 北区健康増進センター 運動指導員 松丸 史 氏

参加費:無料

服 装:動きやすい服装でお越しください。

定 員: 15名(お申し込み多数の場合は、初めての方優先で抽選となります)

申込方法: 電話または、FAX にてお申し込みください。

お申し込みの際に、①氏名、②住所、③電話番号、 ④障害名(障害の程度)、

⑤年齢をお伝え願います。また、手話通訳が必要な方は、お申しつけください。

締 切 5月12日(土)までにお申し込みください。

TEL # FAX 03-3905-7226

(電話での受付時間は(月)~(金)10:00~19:00、(土)10:00~17:00)

講座「権利条約ってなんだ」を開催しました

2月25日(土)に桜美林大学の谷内孝行氏をお招きし、講演会「権利条約ってなんだ?」を開催しました。

講演会の中では、「条約」とはどういうものなのか、障害者権利条約を批准することの意義、日本の障害者福祉の今までの流れと今後の方向性等をわかりやすくお話しいただきました。

質疑応答では、参加者からたくさんの質問や意見が出され、障害 者権利条約への関心の高さをうかがい知ることができました。

簡単にですが、講演会の内容をご紹介します。



- ●条約とは、国家間の合意で法的拘束力を持ちます。
 憲法よりも下位であるが、法律よりも優先しなくてはならないもの。
- ●条約を国で受け入れるためには「署名」、「批准」という手順を踏みます。

「署名」・・・国が条約の内容を承認し、尊重し、将来的に批准するという意思表示。

「批准」・・・国内法(政令・条例)が条約と矛盾していないか等を確認、「国会の承認」を得て条約に 同意する批准書を作成、条約を結ぶ国や国際機関に提出。批准した国は、条約の規定を守 り、実行することが義務付けられている。

日本は現在、障害者権利条約に署名をしています。

| (2012 年 1 月 30 日 現在) | 署名国 | 批准国 |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 国の数 | 153 カ国 | 110 カ国 |
| 主な国名 | 日本、アメリカ、 フィンランド、ロシア等 | スウェーデン、デンマーク、ドイツ、中国、韓国、フィリピン、タイ、インド等 |

では、障害者権利条約とはどういったものなのでしょうか・・・

●障害者権利条約の目的

人として当たり前の権利と自由を、障害のある人もない人と同じように認め、 障害者が社会の一員として尊厳をもって生活すること



●障害者権利条約の概要

- ① 障害者のために新たな権利を生みだすのではなく、既存の権利と自由を、障害者が障害のない人と等しく享受できるようにつくられた。
- ②すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。
- ③締結国は、<u>障害を理由とするあらゆる差別を禁止する</u>ものとし、いかなる理由による差別に対しても平 等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- ④ 「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限のほか、「合理的配慮を行わないこと」を含む。
- ⑤<u>合理的配慮</u>とは、障害者が障害のない人と同じように生活するために<u>過大な負担とならない範囲で行う</u> 配慮や工夫のこと。

「合理的配慮」とは、「障害のある人が障害のない人と同じような生活を送る上で必要となる変更や 調整」のことを言います。例えば、車いすを利用している A さんがレストランに行く場合、入口のスロープの設置やお店のスタッフの手伝いなどが「合理的配慮」に当たります。

この「合理的配慮」は一律に決まるものではなく、個別に判断されます。車いすの A さんにとっては、スロープの設置が必要な「合理的配慮」となりますが、視覚障害の B さんにとっては、点字のメニュー表やお店のスタッフによるメニュー表の読み上げサービスなどが必要な「合理的配慮」となります。

しかし例外として、「合理的配慮」をすることで、レストラン側の負担が重くなりすぎると判断される場合、例えば零細なお店でスロープを設置するための 資金を到底用意できない場合などは、この配慮をしなくても差別にはならない 場合もあるようです。

日本は、権利条約を批准するために国内法を整えている段階で、2011年に障害者基本法の改正、障害者

虐待防止法の制定を行いました。そして現在、障害者差別禁止法 (仮称)の策定を行っています。専門家の中では、「国内法が整っ た後に障害者権利条約の批准をするのではないか」、と言われてい ます。

しかし、障害者権利条約を批准したからといって、障害者の生活が大きく変わるわけではありません。障害者差別禁止法(仮称)や障害者権利条約の内容を私たち一人ひとりがしっかりと理解し、社会のバリアフリーを進めていくための道具の一つとして、法律や条約を上手く活用してけたらいいのではないでしょうか。



成年後見制度講座のお知らせ

~障害者向けの~

成年後見制度講座

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の財産や生活を保護、支援するのが成年後見制度です。第1回目の講座では、成年後見制度とはどんなときに利用できるのか、どのように申請すればよいのか、自分に何かあったとき財産を安全に運用してもらうにはどんな準備をしておけばいいのか等、基本的な知識を学びます。第2回目は、成年後見ノートを作成し、制度・手続きの方法などを学んでいただきます。皆様のご参加を、お待ちしております。

第1回「成年後見制度のABC」

6月20日(水)

*成年後見制度の概要についてご説明いたします。

【時 間】10:00~11:30(9:30受付開始)

【場 所】北とぴあ カナリアホール

【講 師】権利擁護センター「あんしん北」

センター長 小原宗一氏

第2回「成年後見ノートを作成してみよう」 6月27日(水)

*自分の成年後見ノートを作成し、分からないことを相談してみましょう。

*事前にお配りする『成年後見ノート』に記入し、当日お持ちください。

【時 間】10:00~11:30(9:30受付開始)

【場 所】北とぴあ カナリアホール

【講 師】太田晃弘 弁護士



定 員:各回30名(先着順。定員を超過した場合のみご連絡いたします。)

参加 費:無料

対 象 者:北区に在住・在勤・在学の障害者(児)、ご家族、福祉関係者

申込方法:電話または、FAX にてお申し込みください。

お申し込みの際に、①氏名、②住所、③電話番号、 ④参加希望の回

をお伝え願います。また、手話通訳が必要な方は、お申しつけください。

申込締切 5月31日(木) 必着





子どもの福祉用具展2012のご案内

子ど這の福祉問具度2012

国内外の企業 50 社以上が集まる "子どものため"の福祉用具展です。子どもの成長に対応できる車いすから衣類や食器等の生活グッズまで一度に様々なグッズを見ることができる機会です。

開催日時: 2012年4月28日(土) 午前10時~午後5時

29 日(日) 午前 10 時~午後 5 時

開催場所:TRC 東京流通センター 第一展示場

アクセス:東京モノレール 流通センター駅 隣接

入場料:無料

16) 東京 JR 山手絲) 渋谷 浜松町 10 りんかい線 品川 大崎 15 天王洲アイル 大井町 TRC 流通センター 蒲田(京急蒲田 羽田空港 TRC羽田ビル 第二ビル 天空橋 大鳥居

※○の中の数字は各駅停車の電車を利用した場合のおおよその所要時間です。 東京モノレール 空港快速は「流通センター」駅に停車しませんのでご注意く ださい。 【お問い合せ先】 キッズフェスタ事務局 TEL 5207—6493



東京都障害者IT地域支援センターが移転しました

東京都障害者 IT 地域支援センターは、障害者の方を対象に IT 利用支援等の事業を行っているところです。2012年4月2日から新しい場所に移転しました。



所在地:東京都文京区小日向 4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階

電話:03-6682-6308 FAX:03-6686-1277

交通: 茗荷谷駅(東京メトロ丸ノ内線)より徒歩8分

開館時間:月曜・火曜・木曜・金曜(祝日・年末年始を除く)午前10時~午後5時30分

土曜日 不定期開館です。開館予定は事前にお問い合わせください。

≪東京都障害者 IT 地域支援センターの事業内容≫

1.障害のある方や家族等からの電話・FAX・メール又は来所による相談支援業務

2.障害者 IT 支援に関する区市町村職員様からの相談支援業務

3.IT サポーター(ボランティア)による訪問支援及びセンターでの体験実習支援

4.センター内での機器の展示・体験実習の実施

5.IT 地域支援センターホームページの管理・運営業務

6.障害者の IT 利用支援のための必要な情報収集・情報提供



編集後記

北区障害者地域自立生活支援室から"支援室だより"第 53 号をお送りしました。障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に名称変更され、内容も一部改正されることが政府で閣議決定されました。法律の名前が変わっても、中身がより良いものに変わらなければ改正する意味がないと思うのですが・・・。

* * * * *

今年も桜の季節がやってきましたね。花粉症患者としては春のこの時期は憂鬱な気持ちになるのですが、 桜が咲いていると花粉など関係なく、桜を見に出かけたくてうずうずします。今年はカメラを持って、桜 鑑賞に出かけようと思います。⑥

発行: 北区障害者地域自立生活支援室 TEL&FAX: 03-3905-7226